

税金・保険料・公共料金	申請先は？	支払いの猶予(免除)	条件は？
54. 所得税	税務署	原則1年の納税猶予	納税により生活の維持が困難になる おそれがあるなどの場合
55. 住民税	市区市町村役場	1年以内の分割納付が可能に	本人や家族が新型コロナウイルスに、かかったり事業に著しい損失があったりした場合
56. 国民健康保険料	市区市町村役場	6か月～1年の納税猶予(自治体により異なる)	失業や事業の廃止。または休止など、保険料納付が困難な場合
57. 後期高齢者医療保険料	市区市町村役場	一定期間の猶予が認められる(自治体により異なる)	新型コロナウイルス感染症に納付者(家族を含む)が罹患した場合のほか、休廃業などで著しい損害を被った場合
58. 介護保険料	市区市町村役場	一定期間の猶予が認められる(自治体により異なる)	新型コロナウイルス感染症に納付者(家族を含む)が罹患した場合のほか、休廃業などで著しい損害を被った場合
59. 国民年金保険料	市区市町村役場または年金事務所	6月分までの保険料の免除または猶予	前年所得が所定の基準以下の場合、失業した場合など
60. 電気代	電力会社	2020年3月～5月の電気料金について、1か月の支払い猶予	各都道府県の社会福祉協議会から、「緊急小口資金や、総合支援資金の貸付」を受けている人など
61. ガス代	ガス会社	2020年3月～5月のガス料金について、1か月の支払い猶予	各都道府県の社会福祉協議会から、「緊急小口資金や、総合支援資金の貸付」を受けている人など
62. 水道・下水道料金	水道局および下水道局	支払い猶予⇒最大4か月	収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難になった人
63. 携帯電話	通信会社	支払い猶予⇒料金は5月末まで	料金などの支払いが期限までに困難な場合
64. インターネット	通信会社	支払い猶予⇒料金は5月末まで	料金などの支払いが期限までに困難な場合

MEMO欄

0800-200-5757(無料通話・相談)
098-996-3402(支援員・公的機関)

相談窓口:子どもSWステーション